

ドイツにおける人身取引に関連する法規定

渡邊 斉志

ドイツ連邦政府の公的機関の発表によれば、警察当局による捜査の対象となった人身取引の件数は、1996年以降、常に200件/年から400件/年の間で推移している。2002年においては、その数は289件である。^(注1) 被害者は811人で、うち708人がロシア又は中東欧諸国の国籍を有する者である。^(注2) 加害者は821人で、その内訳は、ドイツ人が325人、ロシア又は中東欧諸国の国籍を有する者が287人、他の欧州諸国の国籍を有する者が125人などとなっている。^(注3)

上に掲げた数値は当局が捕捉したものに限り、実際には、これに数倍する人身取引が行われているというのが通説である。しかし、ドイツでは、人身取引を防ぐための法規定は既に30年以上前から実定法化されており、それなりに整備されている。そこで、以下では、人身取引及び児童取引に関する処罰規定の変遷を概観する。

1 人身取引処罰規定の導入

ドイツにおいては、人身取引に関する規定は刑法典 (Strafgesetzbuch) に存在している。その端緒は古く、既に1962年に連邦政府が連邦議会に提出した刑法典草案 (Entwurf eines Strafgesetzbuches (StGB) E1962) ^(注4) にも、「人身取引」という表題を持つ条項が存在していた。^(注5) しかし、この法案は第4立法期では採決に至らず、また、次の第5立法期においても可決を求める動議が連邦議会に提出されたものの、^(注6) 成立には至らなかった。

刑法典への人身取引処罰規定の導入は、1973年の「第4次刑法改正法 (Viertes Gesetz zur Reform des Strafrechts (4.StrRG))」^(注7) によって

行われた。同法の法案は、当初、第6立法期に連邦政府によって連邦議会に提出され、^(注8) 委員会に付託されたが、同立法期中には本会議での採決には付されなかった。

そこで、与党である社会民主党 (SPD) と自由民主党 (FDP) は、続く第7立法期にも法案を提出した。この法案は、第6立法期に提出されたものと同名である。だが、未遂も処罰の対象とするとした条文が削除された点、刑罰の下限が6か月から1年に引き上げられた点、そして、軽い事態の場合に科される刑罰についての規定が加えられた点等で前者と異なっている。可決・成立したのは、この第7立法期の法案である。^(注9)

法案の理由書によれば、^(注10) 同法によって新たに定められる刑法典第181条は、1910年5月4日の「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」^(注11) の第1条及び第2条に対応したものだとされている。また、同法案に対する委員会報告書では、同法案は1949年12月2日の「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約 (人身売買禁止条約)」^(注12) の意図を顧慮するものであるとされている。さらに、上述した1962年の刑法典草案の理由書では、1910年の「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」、1921年9月30日の「女性及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」^(注13)、1933年10月11日の「成年婦女子の売買の禁止に関する国際条約」^(注14)、そして1949年の人身売買禁止条約への言及がなされている。^(注15) したがって、ドイツの刑法典に盛りこまれた人身取引規定は、これら一連の条約を視野に入れたものだと考えることができよう。^(注16)^(注17)

2 人身取引処罰規定の改正

刑法典の人身取引処罰規定は、1992年7月14日の「第26次刑法改正法——人身取引^(注18) (26.StrÄndG)」によって大幅に改正された。この法律は、連邦参議院によって法案が提出^(注19)され、修正を加えられた後に可決・成立したものである^(注20)。同法による改正後の人身取引処罰規定は次のとおりである。

(第26次刑法改正法による改正後の人身取引処罰規定)

第180b条 人身取引

(1) 自らの財産的利益を目的として、強制状態にあることを知りながら、売春を行わせ、又はこれを継続させるために他人に影響を及ぼした者は、5年以下の自由刑又は罰金刑に処する。同様に、自らの財産的利益を目的として、外国に滞在することに伴う身寄りのなさを^(注21)知りながら、第三者に対し、若しくは第三者の前で行なう性的行為若しくはその者に対して第三者に行わせる性的行為に従事させるために他人に影響を及ぼした者も、同様に罰する。

(2) 次の者は、6月以上10年以下の自由刑に処する。

- 1 外国に滞在することに伴う身寄りのなさを知りながら、他人に対し、売春を行わせ、若しくはこれを継続させるため、又は売春を行わせ、若しくはこれを継続させることに従事させるために他人に影響を及ぼした者
- 2 21歳以下の者に対し、売春を行わせ、若しくはこれを継続させるため、又は売春を行わせ、若しくはこれを継続させることに従事させるために他人に影響を及ぼした者

(3) 第2項の場合においては、未遂犯もこれを罰する。

第181条 重い人身取引

(1) 次の者は、1年以上10年以下の自由刑に処する。

- 1 暴力を用いて、耐え難い害悪をもってする脅迫により、又は偽計によって、他人に売春を行わせ、又はこれを継続させた者
- 2 外国に滞在することに伴う身寄りのなさを知りながら、第三者に対し、若しくは第三者の前で行なう性的行為若しくはその者に対して第三者に行わせる性的行為に従事させるために、偽計により募集を行い、又は本人の意に反して暴力を用いて、耐え難い害悪をもってする脅迫により、若しくは偽計により誘拐した者
- 3 外国に滞在することに伴う身寄りのなさを知りながら、売春を行わせ、若しくはこれを継続させるために、業として募集を行った者

(2) 比較的重くない事態においては、6月以上5年以下の自由刑に処する。

法案の理由書によれば、第180b条及び第181条は、国内外の少女・女性を売春に伴う危険からよりよく保護することを主な目的としている(ただし、被害者は女性に限定されない)。ここでは、人格の自由と性的自己決定権が保護法益とされており、特に、被害者が犯罪に対処する上で、言語や外国における生活条件等の困難を抱えている場合に配慮がなされている。

加害者は、しばしば、被害者の母国における劣悪な社会的・経済的状况につけこみ、婚姻の仲介を約すこと等によって、不法行為や売春を強いる。したがって、こうした犯罪は、一面で

は、発展途上国の生活条件に根ざすものだと
いうことができる。だが、その一方で、人身取引
を防ぐためには、組織犯罪に対する効果的な対
処が必要であることもまた明白である。

ドイツ刑法の人身取引処罰規定について言え
ば、1992年改正以前の第181条が掲げていた罪は
証明が難しいため、同条は、人身取引の抑制と
いう機能を十分に果たしてはいないという批判
が存在していた。例えば、当該女性が母国で既
に売春に従事していた場合、当該女性が募集の
意図を知っていた場合、当該女性の側に売春に
従事する用意があった場合、または外国で寄辺
のない状態におかれていたとしても売春への従
事を強いられるわけではないと表明されていた
場合等には、同条は適用されないと考えられて
^(注22)いた。さらにまた、同条が規定する「募集する
(anwerben)」という行為も、しばしば証明困
難であった。なぜなら、売春業を営む者と、外
国人女性をドイツに不法入国させる者とは、分
業体制をとっていたからである。そのため、1992
年の改正は、このような問題点の解消に主眼を
置いていた。

なお、この改正で、第180a条第3項から第5
項まで（下記参照）が削除されたが、これらの
規定は、実質的には、第180b条第2項第2号（21
歳未満の者に売春の受入れ・継続のための働き
かけを行なった者に対する罰則規定）と第181条
第1項第3号（業として売春の受入れ・継続の
募集を行なった者に対する罰則規定）に引き継
がれている。つまり、本来、売春の奨励を取り
締まるための規定であった第180a条の規定が、
人身取引処罰規定に移されたことになる。その
ため、この改正により、人身取引を防ぐための
規定の中に、売春の奨励を取り締まるための規
定が混在することになり、結果として、規定を
複雑なものにしてしまったとの指摘もある。
^(注23)

第180a条 売春の奨励^(注24)

(1)～(2) (略)

(3) 売春に従事させ、又は外国において売
春を行わせるために、他人を業として募
集した者は、5年以下の自由刑又は罰金
に処する。

(4) 売春の実行へ導き、又は売春を行い若
しくはこれを継続するようにしむけるた
め21歳未満の者に働きかけた者は、6月
以上10年以下の自由刑に処する。

(5) 第3項及び第4項の場合においては、
未遂犯はこれを罰する。

3 児童取引に関する規定の導入

児童取引に関する規定が刑法典に導入された
のは1998年である。だが、児童取引の禁止は、
既に、1989年から施行された養子斡旋法(=「養
子斡旋及び代理母斡旋禁止に関する法律」
Gesetz über die Vermittlung der Annahme
als Kind und über das Verbot der Vermitt-
lung von Ersatzmüttern -
Adoptionsvermittlungsgesetz-(AdVermiG))
^(注25)改正法によって実定法化されていた。同法中の、
児童取引を行なった者に対して科せられる罰則に
ついて定めた条文は、以下のとおりである。

(1998年の改正後の養子斡旋法における児 童取引処罰規定)

第14条 過料規定

(1) 次の者は秩序違反行為をなした者であ
る。

1 (略)

2 第6条第2項若しくは第3項が併せ
て適用されるときと同条第1項第1文
又は第13d条に反し、次の各号のい
ずれかの者を、一般向けの声明によって
求め、又は提供した者

a) 子又は養子候補者として受け入れ
るための児童

- b) 第5条第4項第1文に定める目的のための児童又は第三者
- c) (略)
- (2) 次の者は秩序違反行為をなした者である。
 - 1 第5条第1項又は第4項第1文に反して斡旋行為を行い、かつそれにより児童がこの法律の適用領域において又はこの法律の適用領域から連れ去られる事態を生ぜしめた者
 - 2 (略)
- (3) 秩序違反行為は、第1項の場合においては1万マルク以下の過料、第2項の場合においては5万マルク以下の過料に処する。

第14a条 児童取引に対する処罰規定

- (1) 第14条第1項第1号に定める行為と引換えに財産的な利益を得、又はこれを得ることを約させた者は、1年以下の自由刑又は財産刑に処する。行為者が、このような行為を営利目的で又は業として行った場合には、3年以下の自由刑又は財産刑に処する。
- (2) 第14条第2号に定める行為と引換えに財産的利益を得、又はこれを得ることを約させた者は、3年以下の自由刑又は財産刑に処する。行為者が、このような行為を営利目的で又は業として行った場合には、5年以下の自由刑又は財産刑に処する。
- (3) 第1項及び第2項の場合において、斡旋された児童の実親及び当該児童を継続的に受け入れる意志を有していた者は罰せられない。

4 児童取引処罰規定の改正

1990年代の中頃になると、児童取引の増加を

背景として、厳罰化の気運が高まった。ゲルハルト・シュレーダー（現連邦首相）が州首相を務めるニーダーザクセン州が、児童取引処罰規定の刑法典導入を内容とする法案を提出するよう求める動議^(注26)を連邦参議院に提出したのが1995年、そして、この動議を採択した連邦参議院が法案^(注27)を提出したのが1996年である。

法案は、上述した養子斡旋法の児童取引処罰規定を削除する代わりに、より詳細かつ厳格な処罰規定を刑法典に盛り込むことを内容としたものであった。この法案は可決には至らなかったものの、政府与党にも影響を与え、連邦政府が1997年に議会に提出した「第6次刑法改正法案（Entwurf eines Sechsten Gesetzes zur Reform des Strafrechts^(注28)（6.StrRG）」には、連邦参議院提出法案と類似した内容の条文が含まれていた。そして、この刑法改正法案が可決されたことにより、児童取引処罰規定が拡充されることとなった。^(注29)

その後、この児童取引処罰規定は2003年に改正されている。改正は「性的自己決定権に対する犯罪に関する規定の改正及び他の規定の改正のための法律（Gesetz zur Änderung der Vorschriften über die Straftaten gegen die sexuelle Selbstbestimmung und zur Änderung anderer Vorschriften^(注30)）」によって行われたものである。この改正により、児童取引からの保護の対象となる者の範囲が拡大されている（後述）。

(2003年の改正後の刑法典における児童取引処罰規定)

第236条 児童取引

- (1) 18歳未満の自分の子又は18歳未満の被後見人若しくは被保佐人（Pflegling）を、保護義務又は教育義務を著しく怠って他人に永続的に引き渡し、かつその際有償で又は自ら若しくは第三者に利益を得さ

せる意図をもって行為をなした者は、5年以下の自由刑又は財産刑に処する。第1文の場合において、子、被後見人又は被保佐人を永続的に引き取り、かつそれと引き換えに対価を与えた者は、同様の刑に処する。

- (2) 次の各号のいずれかの行為を、権限なく、かつその際有償で又は自ら若しくは第三者に利益を得させる意図をもってなした者は、3年以下の自由刑又は財産刑に処する。

- 1 18歳未満の者の養子縁組を斡旋すること。
- 2 第三者が18歳未満の者を永続的に引き取るという目的をもって斡旋行為を行うこと。

第1文の場合において、行為者が、斡旋された者が国内又は国外に連れ去られる事態を引き起こした場合、その刑は5年以下の自由刑又は財産刑とする。

- (3) 未遂犯はこれを罰する。
- (4) 行為者が次の各号のいずれかの行為をなした場合、6月以上10年以下の自由刑が言い渡されなければならない。

- 1 利欲目的で、業として又は児童取引の継続的实施に直結した徒党の構成員として行為をなした場合
- 2 児童又は斡旋された者に対し、行為によって、身体的若しくは精神的な発達に重大な損傷を与えた場合

- (5) 裁判所は、第1項及び第3項の場合においては関与した者(Beteiligte)に対し、第2項及び第3項の場合においては共犯者(Teilnehmer)に対し、その罪が児童又は斡旋された者の身体的若しくは精神的な福祉を顧慮して軽微である場合、その裁量により刑を軽減し又は第1項から第3項までに挙げられた刑を免除

することができる。

5 その他の関連法規

<人身取引を取り締まるための規定>

人身取引の取締りに適用されうる法規定は、上述した刑法典の規定のみにとどまるものではない。^(注31)例えば、人身の奪取(刑法典第234条)、未成年者の奪取(刑法典第235条)、自由の剥奪(刑法典第239条)、強要(刑法典第240条)等を行った者は刑罰を科される。また、人身取引が組織的に行われていた場合には、犯罪的団体の編成に対する処罰規定(刑法典第129条)が適用可能であるし、事業法(Gewerbeordnung)第35条に基づき、管轄官庁はその事業を禁じることができる。さらに、外国人法(Ausländergesetz)第92a条及び第92b条は、滞在資格を有していない者を密かにドイツ国内に連れ込んだ者に対する罰則を定めている。

<被害者を保護するための規定>

人身取引の被害者を保護するために適用されうる法規定としては、外国人法を挙げることができる。同法第55条第3項は、急迫する人道上の理由や重大な公共の利益等のために、外国人に一時的な退去猶予を与えることができると定めている。そして、同法の下で制定された「外国人法に関する一般行政規則(Allgemeine Verwaltungsvorschrift zum Ausländergesetz (AuslG-VwV))」では、以下の場合には、退去猶予を与えるに足る重大な公共の利益があるとされている。すなわち、外国人が、裁判手続または行政手続において必要である場合(同行政規則 55.3.3.1)、または、犯罪捜査に際しドイツの官庁に一時的に協力している場合(同行政規則 55.3.3.2)である。

また、外国人法第53条第6項は、外国人の身体、生命または自由に対する重大な具体的危険がある国への退去強制は行わないことができる

と定めている。そして、外国人法に関する一般行政規則は、人身取引等の組織犯罪に関する刑事手続への協力により当該外国人に具体的な危険が及ぶ場合には、退去強制の可否を決定する際に、そのような事情が顧慮されると定めている（同行政規則 53.6.1）。

^(注32)
(外国人法)

第53条 国外退去強制の障害

(1)～(5) (略)

(6) 外国人の身体、生命又は自由に対する重大な具体的危険がある国への国外退去強制はしないことができる。当該外国人を含む住民又は住民集団が当該国において一般的に曝されている危険は、第54条による決定の際に考慮される。

第55条 退去猶予の理由

(1)～(2) (略)

(3) 外国人の出国義務が確定していない間、又は急迫する人道上若しくは一身上の理由若しくは重大な公共の利益のために、連邦領域に一時的に引き続き留まることが必要な場合には、当該外国人の退去を猶予することができる。

(4) (略)

(外国人法に関する一般行政規則)

53.6 人道的な国外退去強制の障害

53.6.1

この規定は、他の国における、処罰又は刑事訴追に基づかない個別具体的な危険を前提とする（刑事手続の以前、期間中及び以後における証人保護、寡婦の焼身殉死、儀式殺人、血讐、生殖器切断、重い性暴力等）。その際、組織犯罪（人身取引等）のためのドイツにおける刑事手続への協力に基づく、証

人への特別な危険を顧慮しなければならない。他の国における個別具体的な危険が連邦領域においても相当の蓋然性をもって生じうる場合、そのような危険は存在しないものとする。

55.3 裁量による退去猶予

55.3.3

以下の場合においては、重大な公共の利益があるものとしてすることができる。

55.3.3.1

当該外国人が、刑事手続若しくは他の裁判手続又は行政手続における証人として必要とされている場合

55.3.3.2

当該外国人が、犯罪捜査において、ドイツの官庁に一時的に協力している場合

また、被害者は、証人として刑事手続に協力する場合、刑事訴訟法や裁判所構成法に基づく保護を受けることができる。例えば、刑事訴訟法第168e条は、証人の福利に重大な不利益がもたらされるおそれがあり、かつほかにこれを回避できる方法がないときは、立会権者を別室に分離して証人に尋問を行わなければならないと定めている。また、裁判所構成法第171b条は、裁判所は、審理の公開により、証人の個人的な生活領域の事情等、より優越する保護法益が侵害されるおそれがある場合、公開を停止することができる」と定めている。さらに、同法第172条は、裁判所は、証人の生命、身体又は自由が侵害されるおそれがある場合にも、審理の公開を停止することができる」と定めている。

<難民申請に関連した在留許可の付与>

人身取引の被害者であっても、不法滞在者であれば国外退去強制の対象となる。ただし、一

定の要件を満たす場合には、難民庇護手続^(注33)と関連して在留許可が与えられる。

庇護権については、ドイツ連邦共和国基本法の第16a条が、政治的に迫害された者は庇護権を有することを定めている（ただし安全な第三国から入国する者にはこのような庇護権は与えられない）。したがって、難民庇護手続を経て難民資格が認定された場合には、無期限の在留許可^(注34)（Aufenthaltserlaubnis）が与えられる（難民庇護手続法第68条）。

また、庇護申請を行った者に対しては、州の最高行政庁の同意があり、かつドイツ連邦共和国の重大な利益にとって必要である場合に限り、難民庇護手続完了前に在留許可を与えることもできる（外国人法第11条）。

さらに、難民庇護手続期間中は、特別在留許可（Aufenthaltsgenehmigung）が与えられる（難民庇護手続法第55条）。この許可は、不法入国者にとっては在留暫定許可の取得を意味する。

このほか、外国人法の第51条は、政治的に迫害されている者は国外退去を強制されてはならないと定めている。そして、この規定の要件が存在すると認定され、かつ当該外国人の強制退去が、法律上及び事実上一時的ではなく不可能な場合には、期限付きの特別な在留許可（Aufenthaltsbefugnis）が与えられる（難民庇護手続法^(注35)第70条）。

6 国際法の受容

ドイツは欧州連合（EU）の構成国である。したがって、欧州理事会の「人身取引との戦いに関する2002年7月19日の枠組決定（Rahmenbeschluss des Rates vom 19. Juli 2002 zur Bekämpfung des Menschenhandels）^(注36)」に拘束される。2003年に刑法典の児童取引処罰規定が改められたことについては上で述べたが、この法改正は、国内法を枠組決定に即した内容にす

るためのものでもあった^(注37)。すなわち、この枠組決定は児童取引について幾つかの規定を有しているが、そこで言う「児童（Kind）」とは18歳以下の者を指すとされている（枠組決定第1条第4項）。そのため、ドイツの児童取引処罰規定による保護の対象を、従来の14歳以下から18歳以下に拡大する必要があったのである。

そして、この改正を行った後においては、連邦政府は、ドイツの国内法は、枠組決定によって定められた基準を満たしているとの見解をとっている^(注38)。

また、2000年11月15日に国際連合総会で採択された「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime）^(注39)」については、ドイツはこれに署名しているが批准はしていない。しかし、連邦政府は、ドイツの国内法は、この条約によって定められた基準を既に満たしているとの見解をとっている^(注40)。

（注）

- (1) Bundeskriminalamt Lagebild Menschenhandel 2002, S.3. <<http://www.bka.de/lageberichte/mh/2002/mh2002.pdf>> (last access 2004.2.25)
- (2) 同上 S.5.
- (3) 同上 S.11.
- (4) BT Drucksache 4/650
- (5) 同条の訳文を以下に掲げる。なお、この訳文は次の文献によった。

『刑事基本法令改正資料 第2号 1962年ドイツ刑法草案』法務省刑事局, 1963, p.110.

（1962年刑法典草案の人身取引処罰規定）

第229条 人身の売買

(1) 営業として、

- 1 重い売春の仲介をなした者、
- 2 外国においてわいせつ行為を行なわせるために他人を募集した者、
- 3 不特定人とわいせつ行為を行なわせるために21歳に満たない他人を募集した者、または、
- 4 暴力をもって、耐え難い害悪をもってする脅迫により、または策略によって、外国において、または不特定人とわいせつ行為を行なわせるために他人を誘拐した者は、
10年以下の重懲役に処する。

(2) 第1項第1号ないし第3号の比較的重くない事態においては、その刑は、1年以上5年以下の軽懲役とする。

(6) BT Drucksache 5/32

(7) BGBl. I 1973 S.1725.

(8) BT Drucksache 6/1552.

この法案における人身取引処罰規定の訳文を以下に掲げる。

(第6立法期提出法案の人身取引処罰規定)

第181条

(1) 他人に対し、以下の各号の行為をなした者は、
6月以上10年以下の自由刑に処する。

- 1 暴力を用いて、若しくは耐え難い害悪をもってする脅迫により、若しくは偽計により、
売春を行わせた者
- 2 外国に滞在することに伴う身寄りのなさを利用して、第三者に対し若しくは第三者の前で行なう性的行為若しくはその者に対して第三者に行わせる性的行為に携わせるために、募集を行い、又は、本人の意に反して、偽計、脅迫若しくは暴力により誘拐した者

(2) 未遂犯もこれを罰する。

(9) BT Drucksache 7/80.

この法案における人身取引処罰規定の訳文を以下に掲げる。なお、この訳文は次の文献によった。

法務大臣官房司法法制局調査部司法法制課『ドイツ刑法典』1982.

(第4次刑法改正法により導入された人身取引処罰規定)

第181条

次の者は、1年以上10年以下の自由刑に処し、比較的重くない事態においては3月以上5年以下の自由刑に処する。

- 1 暴力を用いて、若しくは耐え難い害悪をもってする脅迫により、若しくは偽計によって、他人を売春に従事させた者、又は、
- 2 外国に滞在することに伴う身寄りのなさを利用して、第三者に対し若しくは第三者の前で行う性的行為若しくはその者に対して第三者に行わせる性的行為に携わせるために、他人を募集し、若しくはその意思に反して偽計、脅迫若しくは暴力により誘拐した者

(10) BT Drucksache 6/1552, S.28.

(11) LNTS vol.3, 254.

ドイツは批准済。

(12) BT Drucksache 6/3521, S.48-49.

(13) UNTS vol.96, 271.

ドイツは未批准。

(14) LNTS vol.9, 416.

ドイツは批准済。

(15) LNTS vol.150, 431.

ドイツは未批准。

(16) BT Drucksache 4/650, S.390, 394.

(17) 上で触れた議会文書では言及されていないが、ドイツは、このほか、1904年5月18日の「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル国際協定」(LNTS vol.1, 83) も批准している。

(18) BGBl. I 1992 S.1255.

(19) BT Drucksache 12/2046.

(20) BT Drucksache 12/2589.

(21) 原語は「Hilflosigkeit」であり、必ずしも血縁者がいないことを意味するわけではないと考えられる。

したがって、これを「身寄りのなさ」と訳すことには疑義無しとは言えない。だが、他に適切な訳語を見出すことができなかったため、本稿では、注(9)の文献にない、この訳語を採用した。

(22) BT Drucksache 12/2046, S.4-5.

(23) Schroeder, Friedrich-Christian, “Irrwege aktionistischer Gesetzgebung—das 26. StAG (Menschenhandel).” *JZ: Juristenzeitung*, 1995, S. 233.

(24) 同条の訳出に際しては、以下の文献を参照した。
法務大臣官房司法法制局調査部司法法制課『ドイツ刑法典』1982.

(25) BGBl. I 1989S.2014.

同法については下記の文献を参照。

齊藤純子「養子斡旋法の改正」『ジュリスト』956号
1990.6.1, p.97.

(26) BR Drucksache 874/95.

(27) BT Drucksache 13/6038.

(28) BT Drucksache 13/8587.

(29) この法律によって導入された児童取引処罰規定の訳文を以下に掲げる。

(第6次刑法改正法により導入された児童取引処罰規定)

第236条 児童取引

(1) 14歳未満の自分の子を、保護義務又は教育義務を著しく怠って他人に永続的に引き渡し、かつその際有償で又は自ら若しくは第三者に利益を得させる意図をもって行為をなした者は、5年以下の自由刑又は財産刑に処する。第1文の場合において、14歳未満の子を永続的に引き取り、かつそれと引き換えに対価を与えた者は、同様の刑に処する。

(2) 次の各号の行為を、権限なく、かつその際有償で又は自ら若しくは第三者に利益を得させる意図をもってなした者は、3年以下の自由刑又は財産刑に処する。

1 18歳未満の者の養子縁組を斡旋すること。

2 第三者が18歳未満の者を永続的に引き取るという目的をもって斡旋行為を行なうこと。

第1文の場合において、行為者が、斡旋された者が国内又は国外に連れ去られる事態を引き起こした場合、その刑は5年以下の自由刑又は財産刑とする。

(3) 未遂は、これを罰する。

(4) 行為者が次の各号の行為を行なった場合、6月以上10年以下の自由刑が言い渡されなければならない。

1 利欲目的で、業として又は児童取引の継続の実施に直結した徒党の構成員として行為をなした場合

2 児童又は斡旋された者に対し、行為によって、身体的若しくは精神的な発展に重大な損傷を与えた場合

(5) 裁判所は、第1項の場合においては関与した者(Beteiligte)に対し、第2項の場合においては共犯者(Teilnehmer)に対し、その罪が児童又は斡旋された者の身体的若しくは精神的な福祉を顧慮して軽微である場合、その裁量により刑を軽減し又は第1項から第3項までに掲げる刑を免除することができる。

(30) BGBl. I 2003 S.3007.

(31) 以下の記述は、連邦議会に提出された小質問(BT Drucksache 15/1938)に対し、連邦政府が行った答弁(BT Drucksache 15/2065)に基づくものである。

(32) 外国人法の条文の訳出に際しては、下記の文献を参照した。なお、この文献では「Duldung」は「滞在猶予」と訳している。

石井五郎監修、調査立法考査局ドイツ法研究会訳「外国人の連邦領域への入国及び滞在に関する法律(外国人法)」『外国の立法』34巻1/2号, 1995.7, pp. 169-207.

(33) 難民庇護手続法については、下記の文献を参照(邦訳あり)。

本間浩「ドイツにおける難民保護と難民庇護手続法」『外国の立法』216号 2003.5, pp.66-114.

(34) 注(32)の文献では、「Aufenthaltserlaubnis」には「滞在許可」の訳語が当てられている。

(35) 注(32)の文献では、「Aufenthaltsbefugnis」には「特別滞在権」の訳語が当てられている。

(36) ABl. L203 vom 1. August 2002, S.1.

(37) BT Drucksache 15/350, S.22.

(38) BT Drucksache 15/2065, S.11.

(39) A/RES/55/25

(40) BT Drucksache 15/2065, S.10.

(わたなべ ただし・海外立法情報課)